

乳児等通園支援事業について

こども^{☆☆}誰^Qでも^{☆☆}
通園制度

1. 乳児等通園支援事業の概要

- 国において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されました。
- この制度は、令和7年度から児童福祉法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、本市においても今年度中の実施に向けた準備を進めているところです。
- 令和8年度以降、法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施されます。

2. 対象児童のイメージ

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校 ※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0歳6か月から満3歳未満を想定			幼稚園 ※満3歳から小学校就学まで			

3. 期待される効果

◆こどもにとって こどもの育ちを応援

○家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。

○年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします。

◆保護者にとって 孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減

○地域の様々な子育て支援につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会的資源を活用しやすくなります。

○保育士と関わることにより、孤立感、不安感等の解消につながるとともに、育児に関する負担感の軽減につながります。

4. 条例の制定について

- 市町村は、児童福祉法第34条の16第1項において、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を条例で定めなければならないとされました。
- 本市においても、制度実施に当たっての基準を定める「延岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を6月議会で制定します。

5. 基準を定めるにあたっての基本的な考え方

国の基準（内閣府令の各規定）において市町村が従うべき基準や参酌すべき基準が下表のとおり定められており、条例で定めるべき職員配置基準や設備面積基準などは、**国の基準を準拠**して制定します。

【条例で定める基準の事項】

従うべき基準 ※下線事項は規定の一部のみが従うべき基準	参酌すべき基準
安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、 <u>他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準</u> 、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、食事、秘密保持等、乳児等通園支援事業の区分、 <u>設備の基準</u> 、職員、乳児等通園支援の内容、 <u>設備及び職員の基準</u> 、 <u>準用</u>	乳児等通園支援事業者の一般原則や苦情への対応等の左記以外の事項 ※ただし、規定の一部のみが従うべき基準（下線事項の職員に係る部分及び調理設備に係る部分以外）は含む

6. 乳児等通園支援事業の内容について

本市が実施する乳児等通園支援事業は、国の制度に基づいて以下のとおりとします。

項 目	事 業 の 内 容
利用対象者	保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児
対象者の認定	居住する市町村による認定（利用者から申請行為が必要）
利用時間	月一定時間までの利用可能枠（令和7年度は月10時間上限） ※10時間を超えた場合は、一時預かり事業で対応可能
利用料	事業所の直接徴収（事業所が設定する金額：300～500円/時を想定）
利用・予約方法	国が基盤整備するシステムを活用した利用・予約
実施場所	保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等
実施方法	一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型
補助単価	こども一人1時間あたり 0歳児：1,300円、1歳児：1,100円、2歳児：900円を実施施設へ補助

7. 事業所の認可について

- 児童福祉法第34条の15第2項において、乳児等通園支援事業は市町村の認可事業とされ、同条第3項各号に認可に関する審査基準等を規定し、審査基準に適合している者から認可に係る申請があった場合に、認可するものとなっています。
- 乳児等通園支援事業者の認可手続きは、法の規定等により、以下の①～⑤に沿って行います。

① 市町村と乳児等通園支援事業の認可申請を行おうとする者との事前協議

② 乳児等通園支援事業の認可の申請

③ 認可の申請に関する審査

④ 市町村児童福祉審議会又は児童福祉に関する利用者の意見聴取

※本市は「子ども・子育て会議」で意見を聴取します。

なお、聴取方法としては、随時書面議決を考えています。

⑤ 認可